

【別表第1】

- 一 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿を二分の一以上失ったもの
- 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

【別表第2】

- 一 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 五 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 七 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)別表第一の備考と同じ。